

八幡平市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査(令和4年11月実施分)の結果を、同条第9項の規定により公表する。

令和5年1月26日

八幡平市監査委員 村山 巧
八幡平市監査委員 岩根 修象

記

第1 監査の執行日時、対象及び場所等

期 日	対象課等	時 間	場 所
令和4年 11月14日	西根第一中学校 田頭小学校	10:00～11:30 13:15～14:45	各学校
11月15日	健康福祉課 新型コロナウイルス ワクチン接種対策室	10:00～12:00	議会議事堂 理事者控室
	地域福祉課	13:15～16:30	
11月16日	教育総務課 教育指導課	9:30～12:00	
	学校給食センター 図書館	13:15～15:00 15:00～16:00	

第2 監査執行者

監査委員 村山 巧
監査委員 岩根 修象

第3 監査の主眼

財務に関する事務事業の執行及び事業の管理が適切に行われているかを主眼とした。また合規性に加えて、合理性、妥当性の視点からも監査を実施した。

なお、監査の実施にあたっては、八幡平市監査基準及び当年度の監査方針に基づき監査を行った。

第4 監査の方法

令和4年度における財務実務、事業の実施状況及び管理状況について、あらかじめ調書の提出を求めたうえで、所定の調書に基づき各所属長等から説明を聴取するとともに、併せて既に実施した例月現金出納検査の結果等を踏まえて、抽出調査の方法も併用し、関係書類を調査する監査の方法とした。

なお、各課等に事前に提出を求めた調書は次のとおりである。

(各課等)

事務事業の概要及び予算執行状況（歳入・歳出）、業務委託契約（随意契約）の状況、工事契約（随意契約）の状況、負担金・補助及び交付金の交付状況、徴収金に関する調べ（指定債権のみ）、財産管理の状況（公有財産等の管理状況・未登記状況調書（土地））、職務に関連した現金等及び団体事務局の取り扱い状況、コンプライアンスの取組状況、指摘事項等の取組状況、年間スケジュール表

(各学校)

定期監査（学校）概要調書、学校取扱予算の執行状況、郵券残高等調、職務に関連した現金等の取り扱い状況、コンプライアンスの取組状況、指摘事項等の取組状況

(地域福祉課)

公立保育所の状況、私立保育所の状況、学童保育クラブの状況

第5 監査の結果

監査の結果、各課等の一部の事務処理について、以下に掲げる事項が認められたので適切な措置を講じられたい。また、監査時に見受けられた軽易な事項については、その都度、担当職員に対して改善検討を要請した。

(1) 田頭小学校

① 市教育委員会のマニュアルと異なる様式の使用について【注意事項】

八幡平市教育委員会は、それまで各校ごとに異なっていた理科薬品類の管理方法を統一するため、令和3年1月14日に教育長名で市内の各学校に対して、「理科室及び理科準備室の安全管理マニュアル」を通知しているが、当校は、通知後2年近く経った現在においても、マニュアルで示された様式を使用しておらず、当校独自の薬品受払簿を使用している。また、マニュアルで定めている薬品類の定期点検の実施に際しても、マニュアルにあるチェックリストの様式を使用した点検が行われていない。当該マニュアルには、「市内統一した様式に定めるものであること」と記載されていることから、今後においては、当該マニュアルに基づいて、理科薬品類の適切な管理を行うこと。

また、市教育委員会においては、速やかに、各学校が当該マニュアルに基づいて理科薬品類を適切に管理しているかを個別に調査・確認し、当該マニュアルの趣旨の徹底と学校現場におけるフォローアップに努められたい。

(2) 健康福祉課

① 業務委託契約書類等の不備について【注意事項】

令和4年度の「ワクチン運送業務」について、下記のとおり書類の不備等が見受けられた。

ア 仕様書の不備について

市からの見積書提出依頼通知の添付書類である業務の仕様書には、「令和4年4月8日～令和4年6月30日」と業務期間のみ記載されているが、一方の業者から提出された見積書には、「期間内配送日数：7日(1日あたり配送単価:¥19,000)」及び「配送及び付随業務一式」として、この日数に単価を乗じて算出した金額133,000円が記載されており、仕様書と見積書の内容には整合性が見られない。見積書の記載項目等については、仕様書の「5その他」に基づき、市と業者との間で口頭による協議が行われたものと思われるが、業務遂行に必要な重要項目については、口頭により協議という形ではなく、最初から仕様書の中に明確に記載して業者に示す必要がある。

イ 受付印のない見積書同封の封筒について

業者が市に提出した見積書の入った封筒に受付印がない。受付印は、見積書が提出指定日時に適切に受け付けされたかどうかを確認する証拠になるものであり、契約業務の適正な執行の証として必要である。

ウ 室長補佐による専決について

令和4年3月31日起案の施行伺いから、同年9月21日起案の第2回目の変更契約伺いまでの起案文書や見積開封結果の復命書等の書類について、当初の契約金額が146,300円と20万円以下だったため、八幡平市長部局代決専決規程に従い、全て室長補佐が専決を行っている。しかし、6月13日起案の第1回目の変更契約の際に契約期間を延長したため、それに伴い運送業務の回数が増えたことから、この時点における支出予定額が20万円を超えることは予想できたと思われるので、室長決裁にする必要があった。

エ 単価契約における事務の進め方について

見積開封顛末書及び決定通知書、契約締結伺いを見ると、決定価格(契約金額)は総額の「146,300円」となっているが、業務委託契約書案では「業務委託料1運行当たり単価19,000円(税抜)」と単価表示になっており、契約事務の進め方に一貫性がない。当該業務は単価契約方式と思われるので、最初の施行伺いの時点から単価契約であることを明確に記載したうえで、業者から徴収する見積書の金額も、単価に日数を乗じた金額ではなく、あくまでも単価による見積額にする必要があった。

以上の4項目については改善する必要がある。今後においては、担当者はもとより決裁権者を含めて、決裁ラインにおけるチェック機能の強化を図り、適正な事務の執行に努めること。

なお、令和4年10月1日付けで改正された「随意契約のガイドライン」では、政令第167条の2第1項第1号により締結した随意契約は、業務委託等が適用される予定価格50万円を超えた分は別契約とすることとなっている。当該「ワクチン運送業務」の4月から10月分までの支出総額は「459,800円」で、11月分が加算されると50万円を超えると思われるので、その分については別契約にする形で適切に処理されたい。

② 補助金交付申請に係る収支予算書の不備について【注意事項】

令和4年度の「八幡平市地域敬老事業費補助金」について、時森自治会から市に提出されている補助金交付申請に添付した収支予算書の支出の費目の欄に、収入の内訳の欄に記載の「市補助金」と「自治会負担金」が、そのまま同じ費目と金額で記載されている。今後においては、担当者はもとより決裁権者を含めて、決裁ラインにおけるチェック機能の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。

(3) 地域福祉課

① 委託業務見積開封復命書の見積額の誤記載について【注意事項】

令和4年度の「八坂児童遊園管理業務」について、見積開封の復命書にある見積調書の見積額が本来記載すべき税抜額の「627,000円」ではなく、税込額の「689,700円」と間違えて記載している。今後においては、担当者はもとより決裁権者を含めて、決裁ラインにおけるチェック機能の強化を図り、適正な事務の執行に努めること。

(4) 教育総務課

① 普通財産である施設の支出科目の誤りについて【注意事項】

令和4年度の「旧田山中学校草刈業務」について、当該施設は普通財産であることから、本来は2款の総務費から支出すべきものであるが、間違えて10款の教育費から支出されている。速やかに支出更正を行うとともに、担当者はもとより、職場内におけるチェック機能を強化して、適正に予算を執行すること。

(5) 学校給食センター

① 委託業務依頼決定通知に係る適用条項の誤記載について【注意事項】

令和4年度の西根地区学校給食センターの「防鼠・衛生害虫防除・除菌業務」について、契約相手方への業務依頼決定通知に、「八幡平市契約規則第15条において準用する同第12条を準用し」とあるが、当該条項は指名競争入札に関するもので、間違えて記載している。本業務は随意契約であることから、同規則第18条第3項を適用するのが正しい。また、これ以外の複数の随意契約の委託業務においても、指名競争入札に関する条項を間違えて記載している。今後、適用する法令等の条文を記載する際は、条文をよく吟味したうえで適切に行い、適正に委託契約事務を執行すること。